

高麗時代の郷職

武幸男

はじめに

- 一 郷職の序列
- 二 郷職をもつ階層(I)
- 三 郷職をもつ階層(II)
- 四 郷職と田柴科支給

- 五 郷職と田丁相続
- 六 郷職の構造
- 七 郷職の意義
- 八 郷職の消長

おわりに

はじめに

高麗時代に成立していた政治的社會において中央、地方の支配機構が整備され、それによつて民衆支配が実現されていたことはいうまでもない。こうした權力支配にみられる高麗的特質は、あるいは郡縣制度、あるいは其人制度などに關する研究によつて少しき明らかになり始めているといつてよからう。今後もそうした權力支配の本質と特質とを追求しなければならない。

ところでこの權力支配を側面から補強し、またそれ独自の役割を積極的に担いつつ存在し続けた民衆支配の諸形態があつた。その一形態が本稿で問題にしようとする郷職にほかならない。郷職は郡縣制度や其人制度などのような、權力をむき出しにした支配機構ではなく、權威につつまれる秩序体系であつた。

支配組織に関する従来の研究は、ややもすると権力機構に限られやすく、権威組織・秩序体系は殆んど問題にされなかつた。⁽¹⁾ 両者は相互に密接な関連をもち、あわせ研究しなければ支配機構の全貌は明らかになり難いであろう。しかし実のこところ、郷職は多くの研究者の論述にしばしばとりあげられ、その実態は既に明らかなものとして扱われてきたようである。だが実際はこれについて的確な理解がなされていなかったわけではなく、むしろ各人の想像的解釈以上のものではなかつたというのが実状である。

郷職に関する従来の説は、それを郷吏の職と同義に解するものか、せいぜい郷吏の階と解するものかの、いずれかに分類できよう。⁽²⁾ しかしそれらは、はなはだ根拠の少いもので、学説といったほどのものとはみなえない解釈である。郷吏制度に寄せられた研究意欲の程度に比較すれば、郷職をまともに考察する試みが曾てなされなかつたのは片手落ちであると思う。しかしそれには、研究の現段階に基づく一般的制約もあつたし、確かに郷吏制度の枠内で解釈しようと思えばできそうな若干の条件が存在していた。

郷職とは郷吏の職や階ではなく、さらに郷吏制度の枠内で解決できるようなものでもない。郷職と郷吏制度とは本来的にまつたく異なるものである。郷職をもつことのできた階層を明らかにすることによつて、従来の解釈の不当なことが判明するであろう。加えて郷職の積極的な歴史的性格は、その構造、その意義、その消長を探ることによつてわかつてくると思う。郷職の独自的な在存の仕方は、高麗の政治的社會を、従来とはまた異なる角度から分析する一つの手がかりである。不充分ながら以下展開する試論は、そうしたことの郷職を素材にして少しく考えたものである。

一 郷職の序列

郷職がしばしばとりあげられたにもかかわらずその性格が明らかにならなかつた理由の一つは、郷職に関する明確な説明的記事を欠いているからであろう。唯一のまとまつたものとしては『高麗史』卷七五選挙三銓注・郷職の条の冒頭に掲げられた

一品曰三重大匡・重大匡、二品曰大匡・正匡、三品曰大丞・佐丞、四品曰大相・元甫、五品曰正甫、六品曰元尹・佐尹、七品曰正朝・正位、八品曰甫尹、九品曰軍尹・中尹
という、はなはだ漠然とした内容の記事あるのみである（第一表）。

〔第一表〕

三重大匡		
重大匡		
1品	大正	大佐
2品	大匡	丞
3品	丞	相甫
4品	相甫	尹
5品	尹	朝位
6品	朝位	尹
7品	尹	尹
8品	尹	尹
9品	尹	尹

それでも第一表によると、郷職は三重大匡以下十六の名称によつて構成される総称であること、これら十六の名称は一定の序列をもつて位置づけられていること、またその序列は品によつて九段階に分けられていること、以上三点を看取できる。これらのこととは郷職の重要な側面を反映していると思われる。しかしこの説明的記述は孤立的であるうえに、後述するようにいくつかの問題を含んでいるので、直ちに、すべて郷職に関する事実として承認してしまうわけにはゆかない。

郷職は三重大匡以下十六の名称によつて構成される総称であるとみてよい。しかし郷職成立（成宗十四年）以前においては、三重大匡・重大匡はそれ以外の大匡以下の名称と少しく異なる成立事情と性格をもつており、郷職成立以後においても他

と区別できる若干の特長をもつていたと思えるので、本稿では必要な場合を除いて、大臣以下十四の名称を当面の考察の対象とした⁽³⁾。

郷職は一定の序列をもつ十四の名称によつて構成されていたことは正しいと考えられる⁽⁴⁾。しかしこれらが品によつて八段階に区分されていたかどうかは不明である。郷職は一定の序列をもつているのだから、この序列を乱さぬ限り十四の名称にはさらに他の段階づけがあつたところではしつかえない。品による段階があつたとみてもよい。しかし当時確かに九等の品で規定させていたという明証は他にない。ないだけでなく、後述するところに指摘できるいかなる区分・序列とも、この段階は対応しない。ここから、この品階が史実ではなくて、後世の著作に係るものではないかという疑問が生じてくる。もしとうならば郷職に関する正確な知識を既に失つてしまつた『高麗史』編者による操作によるものと推測される。しかし今のこところこのように断定してしまうわけにもゆかない。不明としておくのが穩當と思う。

郷職は、以上のように一定の序列をもつ十四の名称によつて構成されていた、とひとまずいえる。そうすると下位の郷職から上位へと昇格できるのはいうまでもないことになる。『高麗史』卷四顯宗八（一〇一七）年七月庚子条に

兵部奏、正輔李竜奉・正朝任述光等三十人、皆有辺功、請、加郷職一級。從之。

とあるのはその一例である。この場合は正輔（輔は甫）李竜奉・正朝任述光の記載順が郷職序列に従つており、彼ら三十余人が郷職一級を加えられた。この一級が具体的に何を意味したか明らかでないが、他の例をみても郷職昇格の単位が「級」であつたこと、そしてそれは第一表のような序列に従つて昇格したことは確かと思う。

彼らが郷職を加級されたというのは、始めて郷職を授与されたのではなく、以前から既に郷職をもつていた人々であると思われる。『高麗史』卷四顯宗九（一〇一八）年五月庚辰条の

佐尹・康閔奉等十九人、以戰功增職一級。

もそうした場合の一例である。⁽⁶⁾ 従前から郷職をもち、更に昇格する場合には、級を単位として、加職・増職などと表現されたのに違いない。

これに對して始めて郷職をもつようになる場合には、これを授職といい、その一般的表現は、当然ながら「授」中尹^ミであつた。中尹を最下位として、次第に上位へと昇級できるよう、一定の序列があつたのである。

こうした郷職の授職や加職・増職は、生存者へだけでなく、既に死亡した者へも追封されることがあつた。『朝鮮金石總覽・上』には81「柳邦憲墓誌」に「封考為佐丞」(穆宗十二年以前)、141「盧卓儒墓誌」に「曾祖諱□居追封中尹」(仁宗・毅宗朝?)、108「権適墓誌」に「大王父追封正朝諱佐運」(獻宗朝以前)、189「金克諸墓誌」に「師昌曾任追封佐丞」(年代不明)など、いくつかの例を発見できるが、『高麗史』にも卷五德宗二(1033)年十月甲辰条の「贈先代功臣…崔承老大匡、崔亮三重大匡…李知白大匡…妻邯賛大丞、崔沅正匡」とあるのもその一つである。

郷職には中尹から上位へと次第に昇級する一定の序列が定められており、それはまた封贈されるものでもあつた。序列があり、封贈されるのは郷職だけの属性ではない。そうしたものは他に種々の称号・官職・散階にいくつも見い出しうる。郷職はこれらの称号・官職・官職・散階などの国家的諸制度と同じ共通点をもちながら、なお郷職以外のものでは規定しえないような、郷職それ自身が積極的に存在しなくてはならない役割を担つていたと考えなくてはならない。しかし郷職独自の性格を問題とする前に、それ以外の国家的諸制度との関係を明確にしておかなくてはならない。郷職が郷吏職、あるいは郷吏階と混同されてあやしまれない現状であるからである。

二 郷職をもつ階層(I)

郷職の解釈の一つに郷吏の職とする見方があり、そのようにはつきり云わなくても郷吏職と表現することはかなりひろく行われてゐる。だがこの解釈・表現が誤りであることは、例えば『高麗史』卷七五選舉三銓注・郷職の文宗五(一〇五一)年十月判、およびそれに基づいて作成した第二表を、先掲の第一表と対比すれば一目瞭然となる。

判、諸州県吏、初職(諸)後壇史、二転兵・倉史、三転州府郡県史、四転副兵・倉正、五転副戸正、六転戸正、七転兵・倉正、八転副戸長、九転戸長、其公須・食禄正准戸正、副正准副兵・倉正、客舍・薬店・司獄正准副戸正、副正准州府郡県史

(下略)

[第二表]

	戸長	9 転
	副戸長	8 "
	兵正	7 "
兵倉	正	7 "
公須正	准	戸正
食禄正	准	戸正
客舍正	准	副戸正
薬店正	准	副戸正
司獄正	准	副兵正
副公須正	准	副兵正
副食禄正	准	副倉正
	州史	3 "
	府史	
	郡史	
	県史	
副客舍正	准	兵史
副薬店正	准	兵史
副司獄正	准	兵倉
		2 "
		後(諸)壇史
		初職

第一表と第二表とに掲げた職名のうち、どれ一つとして同じものはない。両者を郷職か郷吏職かのいずれか一方の総称で表

現できない。一つは郷職であり、他は郷吏職なのであつて、両者は相互に異なる実体なのだから、これは当然のことである。後述するように、厳密にはそもそも郷吏職などという名称を用いることも誤りなのである。

郷職が郷吏職でないことを指摘するのは簡単だが、郷職とは郷吏の階であるとするもう一つの解釈を正すのはそう簡単ではない。まず云われる郷吏の階の内容が判つたようでは判らない。研究者各自が勝手に造り、勝手に使用しているだけで、立ち入った説明は曾てなされなかつたからである。思うに、官人の官職に対する官品のごときもので、郷吏の郷吏職に対応した品階のごときものを漠然と想定しているらしい。しかしこうした相互対応関係は郷職と郷吏職の間には検出できない。しかし郷職を郷吏階とする理由がまつたくないわけでもない。むしろ両者に何らかの密接な関係があるということは確かである。

郷職を郷吏階とみる場合そつみるに好都合な理由がいくつかある。(一)郷職と郷吏とに關する記事が『高麗史』の選舉志の「郷職」の条にひとまとめて収録されている、という事情がある。(二)郷職と郷吏とには「郷」字が共通して用いられてゐるという事情もある。以上二点は、郷職が郷吏職、或いは郷吏階と考えて來た從来の解釈を研究者の心情の内面で支える根拠となつてゐると思われる。さらに(三)郷吏が郷職をもつてゐる事実が多く認められるという事情がある。『朝鮮金石總覽・上』¹³⁸「龍門寺重修碑」(明宗十五年・一一八五年建立)に大禪師祖膺の皇考崔某について

大禪師祖膺、本海州人、皇考戸長甫尹惟口、三韓壁上功臣司徒三重大匡崔貞獻七代孫也

とあり、海州戸長であるとともに郷職甫尹でもあつたことがわかる。これ以外同代史料にその例を発見していないが、おそらくそれは史料残存の偶然性によるものであろう。後世の史料には多數記録されているからである。『增補文獻備考』卷四七・五三帝系考・附氏族の条によつて調査すると、高麗時代にあつて郷吏(その実はすべて戸長)であり且郷職をもつ者は

第三表の如くである。⁽⁸⁾

〔第 三 表〕

中尹	軍尹	正位	正朝	佐尹	正甫	元甫	大相	佐丞	大丞	正匡	大臣
安老・金之敬	東萊・鄭之遠		京山・裴光耿	咸豐・魯電臣							
安山・宋維	昌寧・成仁輔		黃驅・閔存壽	鹽州・徐自蕃	白川・扈哲						
昌寧・成仁輔	南陽・宋進		昌原・黃亮仲	安東・曹碩材	淳昌・趙子長						
雙阜・宋仁規											

同じことは李朝『世宗実錄』卷八一・二一(一四三九)年四月甲寅朔の議政府據礼曹呈啓の一節にもみえる。

高麗旧制・外方郷吏、比朝官文武班、戸長有大相・中尹・左尹之号

以上のこととは郷吏が郷職をもつていたことを示しており、両者が頗る密接な関係をもつていたことの証拠である。そうであるならば、郷職は郷吏階とする解釈は成立つのではなかろうか。だがこの解釈と両者の密接な関係との間には大きな距離があり、この距離はもう縮まらない。

従来の解釈の不当なことは次の点に指摘できる。(一)郷職と郷吏職との制度上の整備年次は同じでない。郷吏職の整備は衆知のように成宗二(九八三)年であるが、郷職は成宗十四(九九五)年に整備された。⁽¹⁰⁾ その間十二年の年月が経過している。

(二)郷職と郷吏職とは、各々の起源・系譜がまつたく別

である。郷吏職名は新羅官職名をひき継いだことについては、今まで正しく理解されてきた。これに対しても郷職は、弓裔が摩震時代に創設した官品を起源とし、高麗建国以来再設されて来たものである。⁽¹¹⁾両者の整備年次が異なるのは、その起源・系譜が異なるためであつて、これは両者が本来的にまつたく異なるものであるからだと思う。だが以上二点を挙げただけでは、確かに郷職即郷吏階説には不利だが、これが成立しえぬ動かしがたい理由であるというわけにはゆかない。

(三)郷職と郷吏との間にいかなる種類の序列上の関連があると考える余地はない。第一表のように郷職が九品に分けられ、第二表のように郷吏職が九転する仕組になつていれば、そこに何らかの対応関係を想定しやすいが、先述のように郷品九品ということが疑わしく、対応関係を具体的に指摘できない。さらに第三表によると戸長は佐尹・正朝・甫尹・中尹などの郷職をもつてゐる。郷吏職のうちの一つである戸長が郷職四階をもちうる。郷吏のうちの最高位である戸長が郷職最下位である中尹をもつては少くない。したがつてまた副戸長以下多数の郷吏職に対応すべき郷職はもう存在しなくなる。郷職と郷吏職とに対応関係があるとする、以上のような幾つかの不合理が生ずる。対応関係はないと考えなければならない。対応関係のないところに階はあるえぬであろうし、あつたとしてもそれは無意味な階であると思う。郷職は郷吏階などではない、と考えなければならない。

(四)郷職と郷吏との間に「郷」字が共通していると考えることは正しくない。後世の造作が加えられていない史料では、少くとも高麗中期以前では、郷吏という用語は探し出せない。高麗後期以後の郷吏に当るのは、前中期においてはすべて長吏といわれ、そのように記録されている。⁽¹²⁾用字の共通性によつて郷職と郷吏とにつながりを求めるのは、それが職であろうと階であろうと問題になりえない。

こうした誤りを犯したのは従来の研究者だけではない。そうした誤りへと導いたのはむしろ『高麗史』編者であつた。

(国)『高麗史』選舉志の「郷職」に郷職と長吏職との関係記事を区別しないで採録したのは誤りである。この誤りも編者の单なる不注意の結果ではなく、おそらく李朝初期には高麗時代の郷職についての正確な知識がもはや失われていたからである。そして「郷職」条はこの不確かな知識と、それ故に郷字共通に依拠した郷職と郷吏職との勝手な結合とによつて、原史料の字句の造作を行いつつ、⁽¹³⁾編輯されたものである。

以上の指摘によつて、郷職に関する従来の説、すなわち郷吏の職であるという説と郷吏の階であるという説とのいづれもが根拠の薄弱な仮説であり、また誤りであつたことが明白になつたと考える。さうにこうした解釈の根拠と、その根拠の誤りをも指摘しえたと思う。

郷職は長吏の職や階などではない。しかしそれは長吏と密接な関係をもつてゐることは事実であり、郷職をもつ階層としてまず挙げなければならぬことはいうまでもない。

三 郷職をもつ階層(II)

郷職をもつ階層は長吏に限られていなかつた。もつと多くの階層がこれをもちえた。

無官の老人

『高麗史』卷四顯宗五(一〇一四)年二月丙子の教に

教、民年七十以上無官者、並加正位級。

とある。「並加正位級」は「並びに正位の級を加う」と解される。正位は郷職第十三位であり、年令七十以上の無官の者、つまり官人でない一般「民」にも郷職が与えられたことは興味深い。

武散階をもつ者

『高麗史』卷四顯宗四（一〇一三）年九月庚戌の条に

教曰、輔國大將軍宋能、驃騎大將軍庾孫述、事太祖從軍有勞、今尚無恙、已及期願、其各加大匡。

とある。輔國大將軍は、武散階二九階のうちの第二位（正二品）、驃騎大將軍は第一位（從一品）であつて、¹⁴⁾ いずれも上位の武散階をもつ者である。「己に期願（百歳）に及」んでいたことから察して、兩人ともかなりの老齢の筈である。この点前項の無官の老人と通ずる所がある。また彼らを旗田教授は「老兵」と性格づけたが、¹⁵⁾ そうとすれば次項の軍人とも通じることになる。

軍人（將卒・水軍）

『高麗史』卷九四智蔡文伝に次の記事がある。

（顯宗）次礪陽県、將卒有離心。蔡文奏曰、聖祖統合時、有功者雖小必賞、況今方涉險艱、要得衆心、宣先懋賞。王從之。授玄安之等十六人為中尹。

『高麗史節要』卷三によると顯宗二（一〇一二）年正月辛巳のことである。鄉職中尹を受けられた玄安之等十六人がいかなる人物か判然としないが、顯宗護衛の將卒であつたことはわかる。また『高麗史』卷七文宗即位（一〇四六）年七月辛巳條に

制、八音島水軍殷質・壤島水軍匡協・寬達・英吉、有擒賊功、並授中尹。

とあり、鄉職中尹を受けられた者の中に水軍がいたことも確かめられる。

兩班・胥吏

高麗時代の郷職 武田

顯宗二年に中尹を授けられた「將卒」は、ただの兵卒だけを意味すると思えない。おそらく武官、つまり武班に属する官人を含んでいるとみるべきであろう。そうしたことは、次に挙げる諸史料からもわかる。『高麗史』卷六靖宗十(一〇四)

四)十年十一月乙亥条に、長州・定州・元興鎮等の三城を築いた際の功賞に関する記事が掲げてある。

兵馬使金令器奏、(中略)其督役州鎮官吏、一科、七品以上超正職一級・父母封爵、八品以下超正職一級・加次第階職、二科、加正職一級・并階職、且三城之地、元是賊巢、侵擾可慮、兵馬軍事、分屯要害、水陸捍禦、賊不得近、其軍士、一科、別将以上超正職一級・父母封爵、隊正以上超正職一級・并鄉職、軍人超鄉職一級、二科、隊正以上及船頭加正・鄉職一級、軍人及梢工・水手加鄉職。(中略)制可。

郷職を超級・加級された「軍士」には、一般の軍人・船頭・梢工・水手はもとより、「隊正以上」の軍官もいたことは明らかである。次に『高麗史』卷八文宗十一(一〇五七)年四月丙寅条に

詔曰、兩行封冊使・副、同時偕至、(中略)受冊時、諸執事及升壇陪位官、常參以上並增級鄉職、以下加同正職、掌固・算士・書手・近杖・軍頭、皆許登仕、其余軍卒、賜物有差。

とある。この詔文の「常參以上……加同正職」は「常參以上には並びに級を郷職に増え、(常參)以下には同正職を加う」と解説できる。⁽¹⁷⁾官人常參以上の郷職を増級したのであって、もともと彼らは郷職をもつていたわけである。また『高麗史』卷十二睿宗三(一一〇八)年四月己亥条には、大廟を禘るとともに頒赦し、広い範囲にわたる行賞をしたことを記しているが、その中に次の者がいた。

親禘于大廟、肆赦、詔曰、(中略)祭器・礼服・儀杖造成〔員吏〕、大廟修營差使扈從〔員吏〕、諸道外官持表進賀〔員吏〕、及向者親謁昌・顯・英陵〔員吏〕、肅宗祔廟時執事享官員吏、加階鄉職。(〔員吏〕は筆者の挿入)

詔文はこれ又難解であるが、文中「員吏」で補つたものを加え、すべて五群の員吏のもつ郷職に階を加えているものと思われる。員吏とは員、即ち両班官人と吏、即ち官衙所属の胥吏である。少しく下つて『高麗史』卷三三忠宣王即位(一二九八)年正月の教に次の二節がある。

教曰、(中略)一、文武両班・正雜路凡有職者、加次第同正職、前恩未蒙者、并以今恩許蒙、前有郷職者、加次第郷職、官滿者、加郷職階。

「前有郷職者」に次第(次に昇格すべき位)の郷職を加え、「官滿者」に郷職に階を加えている。これらの性格がよくわからないが、文武両班を除外してはいよいよである。

以上によつて文武両班と胥吏とともに郷職が与えられていたといえる。⁽¹⁸⁾

女真・酋長

朝鮮北部に隣接する地域は永く女真族の住む所になつており、その有力な酋長は高麗王朝に朝貢して郷職を授与された。『高麗史』を調査すると次の第四表のようになる。⁽¹⁹⁾

〔第四表〕

郷職	酋長名	年	時	備考
大臣	毛逸羅	東	王朝(西歴)	
正匡		顯宗16(一一二五年)		大臣を加授さる。
大丞	高智支	西	靖宗7(一一〇四一年)	
佐丞				

大相	噲	也	半	拔
吳於達	伊蓋	古之門	也乙漢	鳥
				主
				德宗元(一一〇三年)
				顯宗20(一一〇一九年)
				德宗元(一一〇三年)
				德宗2(一一〇三〇年)
靖宗8		靖宗7	(一一〇四年)	"
(一一〇四年)				"

第四表によると郷職正匡・佐丞・軍尹を受けられた女真酋長は確められない。だがこれは彼らに受けられなかつたからではなく、史料の偶然性によるものである。これが郷職といわれたのは、『高麗史』卷四頭宗九（一〇一八）年九月（丁亥）条に

東女真尼弓弗來朝、增授郷職。

とあることでわかる。郷職は高麗国内の高麗人だけにでなく、高麗以外の領域に住む女真酋長にも授与された。⁽²⁰⁾これは郷職の性格を理解するうえで重要なことであると思う。

郷職をもつていた階層として、長吏のほか、なお無官の老人・武散階をもつ者・軍人・両班・胥吏などの諸階層、さらに高麗人に非ざる女真酋長をも擧げることができる。郷職はしたがつてまた長吏職や武散階・官職などとはまつたく異なる国家的序列の体系であつたということができる。

四 郷職と田柴科支給

郷職はただ單なる序列体系ではなく、國家的保証を受け、また高い社会的評価を与えられていた。それは郷職をもつ者への田地の支給によつて明らかである。

その田地支給は、田柴科による田柴の支給という形態で実現された。『高麗史』卷七八食貨一田制・田柴科の文宗三十（一〇七六）年条によると、この年に更定された田柴科について詳しい記録があるが、それは両班田柴科、武散階（田柴科）、地理業僧人別賜（田柴科）の三条に別けてある。そのうちの両班田柴科は十八科から成つてゐるが、郷職はその第十二科・第十三科・第十四科に含められている。

第十二科、田四十結・柴十結

監察御史、左・右拾遺、閣門祇候、門下錄事、中書注書、軍器丞、六局直長、四門博士、詹事府司直、内侍伯、内殿崇班、諸散員、大相・左丞

第十三科、田三十五結・柴八給

尚書都事、七寺(注)主簿、三監(注)主簿、大學助教、太官(令)、大粢(令)、大盈(令)、典廄令、内園(令)、供駅(令)

掌治令(治)、太史丞、諸陵(丞)、大廟丞、司天(注)主簿、東・西頭供奉官、諸校尉、元甫・正朝

第十四科、田三十結・柴五結

六衛錄事、軍器(注)主簿、四門助教、京市(丞)、中尚(丞)、武庫(丞)、大粢(丞)、大盈(丞)、大倉(丞)、大官(丞)

典廄丞、内園(丞)、供駅(丞)、掌治丞(治)、祕書校書郎、良醞令、司儀(令)、守宮(令)、典獄(令)、都染(令)、雜織(令)、都校(令)、掌牲令、大医博士、大医丞、挈壺(正)、保章正、律學博士、左・右侍禁、左・右班殿直、諸隊正、元尹

以上三科に各々含まれる大相・左(佐)丞・元甫・正朝・元尹は、まぎれもなく郷職である。ただこの内、正朝は郷職第十二位であるが、郷職の序列・郷職の前身(官階)の序列などから判断して、郷職第九位の正甫の誤りであろうと思う。そうすると、文宗三十年に更定された文宗田柴科では、郷職に対して第五表の如く田柴が与えられていたことになる。

郷職をもつ階層が田柴科の田柴を給与されていたことは、文宗三十年田柴科以外には徵すべき史料がない。しかし郷職として整備される以前の、いわば郷職の前身においても、既に田柴科による田柴の支給が事実あつたことが明らかである。⁽²²⁾

『高麗史』卷七八食貨一田制・田柴科の景宗元(九七六)年十一月条に

〔第五表〕

鄉職の序列	鄉職				
	科		田	柴	科
	田	結	柴	科	
元尹	正甫	元甫	大相	左丞	
14	13	13	12	12	
30	35	35	40	40	
5	8	8	10	10	
第10位	第9位	第8位	第7位	第6位	

〔第六表〕

品	田 結	柴 結
1	110	110
2	105	105
3	100	100
4	95	95
5	90	90
6	85	85
7	80	80
8	75	75
9	70	70
10	65	65
11	60	60
12	55	55
13	50	50
14	45	45
15	42	39
16	39	36
17	36	32
18	(33?)	25

始定職散官各品田柴科、勿論官品高伍、但以人品定之、紫衫以上作十八品（以下略）、文班丹衫以上作十品（以下略）、殿中・司天・延寿・尚膳院等雜業丹衫以上作十品（以下略）、武班丹衫以上作五品（以下略）とあつて、田柴科の最初の整備があつたことを伝えている。全体が紫衫以上・文班・雜業・武班の四つに区分されているが、このうちの紫衫以上とは「元尹以上」と同義である。即ち早くから元尹以上の者は十八品に段階づけられて、田柴を支給されていた。それは第六表の如くである。

始定田柴科としての景宗田柴科にも田柴の支給があり、田柴科の更定、その実は最終的整備を意味する文宗田柴科においても田柴支給が規定されていた。

このことは郷職に対する田柴支

給は、少くとも高麗中期以前において、一貫して実施されたことを意味するとみてよからう。そうして郷職は頗る高い国家的、社会的評価を受け、積極的に保証されたとみることができる。さらに郷職は郷職成立以前の所謂高麗初期の官階と密接な関係を有しつつ、その官階の性格をかなりひきついでいたものと考えられるのである。

ここで問題となるのは、郷職に対する田柴科支給が一貫して実施されたと考えられるにもかかわらず、穆宗元（九九八）

年十二月の改定田柴科には郷職への田柴科支給の明徴を欠くことである。

景宗元年に田柴科が始めて定められて以来、文宗三十年に最終的に整備されるまで、田柴科は幾度か改定・加給・更定された。

景宗元（九七六）年十一月 始定職散官田柴科

穆宗元（九九八）年十二月 改定兩班及軍人田柴科

顯宗五（一〇一四）年十二月 文武兩班・雜色員吏加給田柴

徳宗三（一〇三二）年四月 改定兩班及軍・閑人田柴科

文宗三十（一〇七六）年 更定兩班田柴科

このうち景宗及び文宗田柴科については先述した通りであるが、穆宗・顯宗・徳宗田柴科で郷職がどう扱われたか不明である。顯宗・徳宗田柴科の田柴支給規定の明細が『高麗史』に欠けているのでこれらを論外に置くとしても、明細がわかる穆宗田柴科に当該記事が欠けていることは問題となる。

穆宗田柴科で郷職に対する田柴支給を規定しなかつたということは、郷職に対する田柴支給が實際になかつたとか、從来支給されていた田柴を没収したとかいうことではないと考えなくてはならない。景宗および文宗田柴科に郷職（乃至その前身）に対する支給規定があり、この間支給されなかつたという積極的証拠こそ無く、さらに後述するように顯宗十九（一〇二八）年当時田地が支給されていたことが明らかだからである。

この場合、当該規定の欠除は史料の不備、郷職関係記事の脱落と考えられなくもない。そしてさらに、實際上穆宗田柴科では郷職への田柴支給規定は不要だつたと考えることもできる。

文宗両班田柴科は十八科に分けられていたが、各科はまた幾つかの系統の官職・称号によつて構成されており、その順序にはほぼ一定のきまりがある。先掲記事においては、第十二科では御史台以下の文班的官職、次に諸散員の武班官職、最後に郷職の順であるが、この順序は第十三科・第十四科でも変らない。文班的官職のうちでもれつきとした清要官職から雜業的官職へとほぼ一定の順序があるようである。少なくとも、文武班官職の次に、即ち最後に郷職が来るという記載形式は注意されてよい。文武両班官職に、郷職が附加されて構成されたものである。文宗田柴科ではこのように附加されているが、穆宗田柴科では附加されなかつた、むしろ附加する要がなかつたと考える。景宗田柴科における郷職の前身に対する田柴科支給は、その後郷職成立の後もそのまま変更を加えられずに継続実施され、文宗田柴科において改定を加えられるに至つたものであろう。

以上のが認められるならば、郷職には一貫して田柴科が支給されたこと、その支給様式は郷職成立以前の郷職の前身とは大差ないものであつたこと、郷職は両班階級と一応別個のものでありながら同じような国家的・社会的待遇を受けたこと、しかし文宗田柴科では第五表と第六表の対比でわかるように以前よりやや低い待遇を受けるようになつたこと、等がいえるであろう。ただし女真酋長についても同じように解してよいかについては、いまは疑問としておきたい。

五 郷職と田丁相続

両班・軍人・武散階・地理業僧人などと同様に、郷職をもつ者へも田地が支給されたのであり、しかも高麗初期・景宗朝以来一貫して支給されたのである。したがつて顯宗十九（一〇二八）年当時において、さらに郷職をもつ者に對して田地が支給されていたことを再確認できることは、何ら異とするに足らない。即ち『高麗史』卷七八食貨一田制の同年五月条に次

の記事がある。

判、郷職大丞以上・正職別将以上人、身死後田丁通立、郷職左丞以下・元尹以上・正職散員以下、年滿七十人、令其子孫通立、無後者身没後通立。

ここにみえる田丁とは、旗田教授の解釈によると、國家から与えられた一定区劃の田地あるいは一定面積の田地を意味するものと考えられている。⁽²³⁾ 郷職元尹以上の者に対しても田丁、つまり田地が支給されていたことは疑う余地がない。

ただこの場合、同じく田地といつても、既述の田柴科によつて支給された田柴と、ここにみえる田丁との異同が一應問題となる。郷職をもつ者に、國家から支給されたということになると、田柴科も田丁とも同じ事情のもとにあり、國家による二重支給は考え難いから、両者とも同一の田地であると考える。この点、後述の如く（第七表）両者とも支給された郷職の階層性に一致点がみられること、さらに正職と常に相関々係にあることから、これは確かに支給された郷職であると考えられる。郷職をもつ者には田柴科あるいは田丁といわれる田地が支給されていたのである。

しかしここで最も問題となることは、郷職をもつ者への田地支給の追認ではなく、その田地の相続法である。田丁の相続法は、國家によつて規定されていた。その特殊な様相は、「田丁連立」法、ここでは「田丁通立」法として明記されている。

郷職の田丁通立も、他の階層の田丁連立といわれる相続法と同様であったと考えられる。田丁の一般的な相続は、まず第一に嫡子にその権利が与えられることになつていた。嫡子がない場合に限つて、同母弟、庶孫、女孫の順に相続されることになつていて。女孫にまで相続権があることは中国の相続法、あるいは後世のそれと比べて特色ある相続法である点が注意される。しかしそれにもまして、まず嫡子、おそらく嫡長子が田丁の相続者と想定されていたことは重要である。田丁連立とは、一言でいつて、田丁の嫡長子への相続法を意味するといえよう。郷職をもつ者の田

丁遁立法もまた、嫡長子相続法であつたとみてよい。郷職をもつ者に与えられている田丁は、父親から嫡長子へと相続されてゆくのがたてまえなのであつて、普通の家族構成を前提とすれば、少くとも非血縁者へ相続されることはなかつたとみうるのである。

ところで前掲史料によると、郷職の田丁遁立は常に一様ではなく、二種の遁立法があつたことがわかる。一つは大丞以上の者であれば、生存中に相続すべきでなく、当人死亡後に始めて嫡長子が相続するたてまえであつたという。また佐丞以下・元尹以上の者であれば、満七十歳に達すると嫡長子に相続させるのがたてまえであつた。もつとも無後者、即ち規定上では嫡長子・同母弟・庶孫・女孫などの血縁者が存在しない特殊な場合には、当人生存中は支給されたままであつたが、死亡後にはおそらく非血縁者に支給されたのであろう。

こうした若干の相異があるとはいゝ、普通の場合には、郷職をもつ者に支給された田丁は嫡長子を中心とした血縁者に相続されるたてまえであつたことがわかる。田丁相続にこのような血縁的閉鎖性が指摘できることになれば、郷職そのものにも血縁的・世襲的な相続法を考えてもおかしくなかろう。あるいはそうしたことがあつたのではなかろうか。²⁴⁾ だが郷職に田地とともに血縁的・世襲的性格を考える余地があるとはいゝながら、郷職には一定の序列があり、次第に昇級しうることもわかつており、相互の機構が明らかでない以上、早断してしまはゆかない。疑問のまま記しておく。

郷職をもつ者に与えられた田柴は、また田丁ともいい、その田丁は嫡長子を中心とする同血縁者に相続されるたてまえであつた。

六 郷職の構造

郷職をもつ者に与えられた田地は、既に一部明らかなように、郷職をもつすべての者に与えられたのではない。田地を支給された者もいるが、そうでなかつた者もいるのであり、そこに郷職の内部に存在していた階層性の一端があらわれていると考えられる。

まだ郷職が成立しない時期の田柴科においては、紫衫以上、即ち元尹以上の者のみが一系列をなしつつ田柴が支給され、佐尹以下はそれ自体としては田柴支給の対象として規定されていない。また顯宗十九年の田丁遁立法にあらわれる郷職をもつ者も、元尹以上に限られていた。さらに文宗田柴科でも元尹以上が田柴が支給されている。これらのこととは前掲史料に明らかである。そうとすれば、田地を支給されていたのは元尹以上に限られるのであり、佐尹以下に田地が支給されていなかつたと想定することは、そう無理なことではなかろう。景宗田柴科にも明らかな通り、郷職の前身において既に元尹以上は佐尹以下とは異つて、一つの階層をなしていた。佐尹以下には田地は支給されていなかつたものと思う。そう考えて都合の悪いことは何もない。むしろ景宗田柴科・顯宗の田丁遁立法・文宗田柴科で元尹以上ののみを問題としていることを、単なる史料の偶然性として解消してしまうにはあまりに符合しすぎている。

顯宗の田丁遁立法では郷職は別将・校尉等の正職と対応されており、文宗田柴科でも多くの官職と対応されている。その対応関係を前掲史料に基づいて整理すると次の第七表のようになる。

顯宗十九年当時の正職散員は郷職佐丞に対応しており、文宗田柴科の武班職散員は郷職佐丞・大相と対応する。散員と郷職との対応関係には両者とも矛盾がない。正職とは、ここでは武班職のことと考えてよい。また「郷職左丞以下・元尹以上」

〔第七表〕

文宗田柴科					顕宗田遙立
品	武職	郷職	正職	品	
		匡匡丞丞相甫甫尹	(郎将)(別將)別將以上(散員)(校尉)(校尉)(隊正)	正6 正7 正7 正8 正9 正9 —	
正8	員員尉尉正	大佐大元正元	大正大元正元	佐尹朝位尹尹	
正8	散散校校隊			正正正甫軍中	
正9					
正9					
—					

田地支給者の最下位に他ならぬとみてよい。

郷職をもつ者にすべて田地が支給されたのではなく、支給されたのは元尹以上であり、佐尹以下には支給されなかつたのである。この佐尹以下は、同じ郷職体系にあつても、元尹以上とはまったく異なる待遇を受けたとみなくてはなるまい。ここに郷職内部の第一の階層性がみられると思う。佐尹以下は、郷職の最下層をなし、両班と比肩できるような国家的保護と社会的評価を受け得なかつた。

が顕宗時において「正職散員以下」と対応しているが、この「以下」とは、文宗田柴科と同様に元尹＝隊正にて止まるものとみるべきである。そうすると、顕宗時と文宗時とにおいて正職の郷職への対応関係はまったく同じなのであり、この間に少しの変化もない。第七表は確かに成立するとみなくてはならない。

第七表からわることは、正職あるいは武班職が隊正どまりであり、それが他ならぬ郷職元尹に対応するということである。正職の田地支給者の最下位のものが隊正なのであるから、それと常に対応されていた元尹が、郷職のうちの

これに對して元尹以上は田地の支給を受け、両班と比肩しうる國家的保護と社会的評価を受けた。しかし元尹以上にももう一つの断層があつた。文宗田柴科で田地支給を受けたのは、元尹以上のうちでも、佐丞以下に限られていた。したがつて大丞以上・大匡以下には給田されなかつた、と考えられなくもない。しかし景宗田柴科では紫衫以上、即ち元尹以上が一体となつて田地を受けているのであつて、大丞以上を排除してはいられない。さらに顯宗田丁遞立法においては、まぎれもなく「大丞以上」の田丁遞立を問題にしているのである。佐丞以下が給田されているのであるから、その上位の大丞以上についても同様に考えて不都合はない。そうしてみると、佐丞以下だけに田地が給されたと断定できないだけでなく、大丞以上にも給田されたものと考えた方がよい。文宗田柴科に大丞以上への支給規定を欠いているのは、おそらく「更定」の要がなかつたからではあるまい。

元尹以上にはすべて田地が支給された。それは、文宗田柴科の給田柴結数によつて推察できるように、田地面積に數結程度の差額があつたと思われる。これに加えて重要なのは、田丁遞立法にみられる田地相続法の差異である。大丞以上は当人死後に始めて遞立が許された。この相続規定は、一般の田地相続が満六十才、特別な場合には満七十才までという年令制限があつたことから考へて、制限的条件といふよりはむしろ恩典を意味する。大丞以上は六十才以上の老令に達しても田地支給を保証されたのであつて、これはこの階層に對する著しい恩典であつた。こうした恩典は田地相続法にのみ加えられたものではなかろう。『高麗史』卷八一兵志一・五軍の文宗五（一〇五一）年の記事は、もう一つの恩典の例であるまい。

判、有蔭奇光軍、以文武七品以上子・五品之孫・京職大常以上子、為之。

この判の「大常」の解釈はむずかしいが、これを次のように解せるとと思う。まず「大常」は、中央官衙の一つである大常府。⁽²⁵⁾ 大常寺に關する名称のように考へうるが、そうすると「文武七品」「（文武）五品」と重複し、この重複を認めたところで

「大常以上」とはどういうことか解釈できなくなろう。大常とは何かの誤まりあるいは異字ではないか。ここで思い起すのは女真酋長に与えられた郷職名の一つにやはり「大常」があつたことである。女真酋長の大常と同じように、この場合の大常も郷職「大丞」の誤りあるいは異字と思う。「京職大常以上」とは「京職に就いており且つ郷職大丞以上」の者をいうのであるう。この解釈に大過ないとすれば、「大丞以上子」は「文武七品以上子」ともよく符合する。第七表で明らかなるように、大丞以上は正職別将以上と対応しており、別將は武班職正七品にほかならないからである。

ここで重要なのはこの大丞以上の子が、文武七品以上の子・五品以上の孫と同様に、「有蔭」奇光軍に編成されたことである。この軍隊は蔭を有することで一般軍隊と著しく異つてゐる。この蔭とは、官職五品以上の子孫が恩典として授けられる蔭職・蔭官⁽²⁶⁾とはやや異なるが、それでも祖先の蔭を意味する点では同じである。大丞以上が子孫に対して蔭をほどこしたものは、この層に認めた恩典の一例とすることができる。

元尹以上のうちでも、大丞以上は田丁遞立と有蔭において国家的恩典を受けた。佐丞以下はそうした恩典を受けえなかつた。

以上のように、郷職という一貫した序列体系の内部にあつても、ただ上下関係で規律づけられているのではない。田地支給の有無・田地相続法の差異・蔭の有無によつて、大丞以上・佐丞以下元尹以上・佐尹以下⁽²⁷⁾の三階層を指摘できるのである。だが郷職は、それ自体の序列体系であることはいうまでもない。郷職をもちうることは、三階層のいかんを問わず、一定の序列体系に参加したことであつた。前掲諸史料によると、顯宗二年の玄安之など十六人、文宗即位年の水軍殷質など三人はその功によつて中尹を授けられた。彼らはそれまで郷職をもちえなかつたに違いない。また第三表・第四表によると、長吏職の最高位である戸長や女真の酋長であつて中尹をもつ例が少くない。長吏のうちでも副戸長以下、および女真酋長や

一般女真人で郷職をもちえなかつた者がかなり多かつたとみなくてはならない。郷職をもたなかつた多数の民衆が存在したことは疑うべくもない。⁽²⁸⁾

郷職をもちえたのは特定の少數の者であつた。それは民衆全体を組織した民衆的組織ではなく、国家的背景をもつて特定の者だけに授与される支配組織であつた。民衆は郷職をもつ者とそうでない者とに、大きく二分されていた。これが郷職構造の第一の特質である。郷職は単なる上下関係によつて連続する独自の序列体系としての性格を有するとともに、また田地支給の有無・田地相続の差異・祖蔭の有無によつて、三分されていた。これが郷職構造の第二の特質である。

七 郷職の意義

郷職は両班官職・長吏職としばしば対比されつつ存在した。これは国家による公的組織であり、支配組織であるという点で共通していたからであろう。しかしながらそれは官職・長吏職などといった実職的なものとは異なるそれ独自の体系でもある。

既に述べたように、郷職は王室・国家への功労に対する行賞として、また高令な者への恩賞として与えられることがある。これによつて郷職の重要な意義の一つに榮誉的称号を挙げなくてはならない。しかし王室・国家への功労、高齢者への恩賞は、郷職の授与・昇級という形態をとるとは限らず、いうまでもなくもつとさまざまの形態をとつた。そうであれば、郷職独自の意義をその授与・昇級の理由のみから推測するのは充分とはいえない。もう一つの方法として、「郷」「職」の意味を探ることが残されていると思う。

郷職の「職」字には實に多様な意味があつた。單に官職・実職といった意味に限つて解釈してしまふわけにはゆかない。

そこで参考となるのは『高麗史』卷四顯宗八年七月庚子条の記事と、まったく同じ内容を伝えている『高麗史節要』卷三の当該記事と対比することである。前者に

兵部奏、正輔李竜奉・正朝任述光等三十人、皆有辺功、請、加鄉職一級。從之。
とあるのに対し、後者では

兵部奏、正甫李竜奉・正朝任述光等三十人、皆有辺功、請、加鄉爵一級。從之。
とある。職は爵となつてゐる。これをいづれか一方の誤りとしてしまうのは、両書の史料価値が同等とみられるので、穩当でない。むしろ郷職を郷爵といい、そのようにも表現したと解釈できるのではなかろうか。実は『高麗史』で「職」とある部分が、『高麗史節要』では「爵」となつてゐるような例が、この郷職の場合だけではなくもつと多く発見できるのである。しかも両書の対比だけでこれが指摘できるのではなく、『高麗史』自体が、同じ郷職を職とも爵とも称しているのである。

東女真元甫開老等四十六人來朝、增爵賜物。

〔卷五德宗即位（1031）年十月乙酉〕

西女真須于那等七人來朝、納北朝所授職牒、有司改授元甫職。

〔卷九文宗三十三（1079）年〕

札賓省奏、高亂等請納遼所授官誥、受國爵命。王從之、授中尹。

〔卷十二睿宗元（1106）年二月辛卯〕

郷職の職は爵とも称され記録された。郷職は国家的な官職のような実職を意味するのではなく、爵のような国家的身分秩序体系を意味したものと考える。

こうした秩序体系がとくに「郷」職といわれた理由は何であろうか。高麗時代にはおよそ三種の意義の「郷」があつた。

一つは高麗郡県制度の最下単位として組み込まれていた賤民集団の住居地である郷である。⁽²⁹⁾ その二是郷試・郷貢・郷校や郷貫・郷籍・故郷、さらに郷役・郷吏などの郷、即ち京に対する郷であつて、地方社会の義である。その三是唐（中国風）に

対する郷であつて、國風・高麗風を意味する。そのような義の郷は、「高麗史」卷八十食貨三禄俸・諸衙門工匠別賜・大樂管絃房の二科八石条にある「郷・唐琵琶業師」（文宗三十年）や、同史卷七六百官一門下府・掾属の直省八人の内訳「唐・郷・各四人」（文宗三十年）、同史卷七一樂志二用俗樂節度・恭愍王十五年十二月甲寅条などにある「郷・唐樂」（郷樂の用例は十四例を数える）や、同じく卷七十樂志一軒架樂獨奉節度・明宗十八年三月乙酉条の「郷音・郷舞」、更に卷八二兵志二馬政・忠烈王十三年五月条の「郷馬」等の用例に指摘できるが、そのほか一般に郷言・郷名・郷歌・郷樂・郷医などと用いられる。郷職の郷の意味も、以上三義のうちいずれかに当るとと思う。

このうち行政区画であつて身分的に特殊な地位を占めた第一の郷は、郷職と無関係であるとしてまず間違いなかろう。したがつて残る第二の地方社会、第三の朝鮮風ないし高麗風のいづれかの義と考えてよからう。もし第二義を探るとすれば、郷職は地域社会の爵的秩序体系であるとでもいえることになろう。郷職が長吏と密接な関係をもち多く授与されていたこと、女真酋長も郷職をもちえたことなどは、第二義を探ればひとまず都合よく解釈できそうである。

もし第三義を探るとすれば、郷職は朝鮮的ないし高麗的秩序体系と解することができる。郷職が成立する過程において、⁽³⁰⁾郷職の前身とでもいべき官階は、早くから唐風の中国散官と対立しつつ并用されつづけてきた。郷職の成立は、中国散官との対立の一応の結果であると考えうる。郷職の成立過程からみた場合には、この郷職という名称はまことに適当であるといえよう。またそれは弓裔の所制に係るものであり、中国に類例のない名称の序列体系である。郷職の前身が高麗的であるというふざわしい起源をもつてゐるから、やはりその内容に過当な名称であるといえる。さらに既に指摘してきたように、郷職は個々の郷、即ち或る地域社会の枠内に限定されるような秩序体系ではなく、高麗王朝を中心とした普遍的な公的秩序体系であると考へた方がよい。郷の意味を地域社会とするよりも、國風・高麗風と解した方がいつそ包括的で無理が

ない。

郷職の字意を高麗風な公的秩序体系と解せるとなれば、その独自の意義も自ら明らかとなる。このような郷職の存在は次の点で注目すべきである。第一点は、郷職はひとまず高麗固有の領土内部で形成された社会秩序を規律づける体系として成立しながら、その領内で通用しただけでなく、なお女真諸族まで包括する普遍的秩序体系であつたということである。もちろん女真酋長の郷職は、高麗社会内の郷職とまったく同じ意義をもちえたかどうかは、まだ断定しえない。とくに田地支給については先に疑問として残した如くである。だが郷職の授与・昇級によつて彼等を郷職的秩序に組織したということには疑問はなかろう。郷職は、^金高麗固有の領域だけではなく、その領域外の社会をも、高麗的秩序体系に組織する唯一の手段であつた。ここに高麗王朝を中心として形成された一つの秩序世界、いわば郷職的世界とでもいうべきものを想定しうるであろう。

注目すべき第二点は、中国的な諸制度を積極的に採用するかたわら、高麗的秩序体系を郷職として存続させたことである。新羅時代には中国的制度の採り入れに懸命ではあつたが、それでもなお国風の新羅的色彩が濃厚であつた。それにひきかえ高麗時代に入ると、少くとも表面的にはまつたく中国風に改められてしまつたかにみえる。事実、高麗時代における中國化は飛躍的に進んだ。しかしそれが一挙に進められたとは考え難い。郷職は或る程度中国化しつつも、国風・高麗風の名称をなお称した例といえよう。しかもそれは名称にとどまらず、その内容からみて高麗風の秩序体系としての実体を備えていた。中国的諸制度と並存しつつ、なお別個の郷職的世界が成立していたのである。この世界は、前掲文宗三三年の記事「西女真須于那等七人来朝し、北朝の授くる所の職牒を納む、有司改めて元甫職を授けんことを請う」とか、睿宗元年の記事「高乱等、遼の授くる所の官誥を納め、國爵命を受けんことを請う、王これに從い、中尹を授ぐ」とかで明らかなるように北朝・遼などの外国の職牒・官誥と競合しつつ維持され、拡大されたのであつた。

郷職は高麗王朝を中心とする高麗的秩序体系であり、女真をも包括した一つの世界を形成し、中国を始めとする北方の大國に対立して存続しつづけた。ここに郷職独自の存在意義があつたと考える。

八 郷職の消長

高麗五百年に及ぶ長期間にわたつて郷職が不变のまま存続したのではない。その間に郷職は成立期を迎へ、崩壊期に入り、やがて消滅したと考えうるのであり、郷職の世界は高麗時代の或る限られた期間を舞台にして展開したのである。

郷職という用語が始めてみえるのは、顯宗八（一〇一七）年であり、その最後は忠烈王二四（一二九八）年である。このうち女真酋長に限れば、最初は顯宗九（一〇一八）年で、最後は睿宗元（一一〇六）年であるが、この期間はまた女真酋長だけでなく、郷職の一般的な用例の集中度とも一致している。これを簡単にいえば、郷職は十一世紀から十三世紀までの約三百年間存続したといえるが、その最盛期は十一世紀を中心とした百数十年間とみるとよろしい。こうした推定は、郷職を構成する大匡以下中尹までの個々の名称の出現頻度ともほぼ一致する。

この十一世紀を中心とする時期は、高麗王朝自体の最盛期でもあつた。国家機構は次第に中國風に整備されたが、かえつてその中で國風の高麗的秩序体系が郷職として最盛期を迎えたのである。高麗國土が次第に北方女真住地を含むようになるにつれ、その新開地社会にも郷職がもちこまれたであろう。それだけでなく、高麗固有の領土に包含されぬ北方女真人社会にも郷職が通用した。この間、反高麗的な女真族や契丹族（遼）の大小さまざまの侵略行動があつたにもかかわらず、女真族を含む郷職的世界は維持された。

ところが十二世紀に入ると、郷職にも多少の変化が生じたらしい。北方女真族に政治的独立の動きが起り、やがて金の成

立となる。こうした変化に符号して、女真と郷職との永い関係は分断されてしまう。睿宗三（一一〇八）年各種員吏に与えた行賞の一つとしての郷職上の措置は、既にみたように、郷職の「加階」なのであつて、従来の加級・超級といった常套的表現と違つて來ている。こうした表現法は、郷職の最後の用例である忠烈王二四（一二九八）年当時の「加郷職階」にそのままひきがれる。こうしたわずかな変化も、郷職の消長を見る場合見逃せない。郷職と女真との分離、その表現上の变化は、当時の高麗社会にしのびこんでくる全般的な諸変化と無関係でないと考えられる。郷職は国内・国外の諸変化に敏感に反応しつつ、その崩壊期に入つたのであろう。蒙古の侵入を待たず、十二世紀末葉までには、郷職の実体はおそらく消滅してしまつたようである。忠宣王即位（一三〇八）年に改定された文散階には三重大匡・重大匡が正式に採用され、以後李朝にまでも郷職的名称が影響を与えたのだが、こうしたことは郷職の終末を俟つて出現したものと思う。⁽³²⁾ 郷職的世界的終末については、およそ以上のように考えられる。

だが郷職的世界の成立については、その終末よりもかなり明確に判明する。⁽³³⁾ 郷職という用語の用例の初見は顯宗八（一〇一七）年であるが、郷職の確かな成立期は成宗十四（九九五）年とみてまず誤りない。ところが、郷職という名称はともかくとして、所謂郷職的世界が実質的に形成されたのはこの年でなく、はるか以前から成立していたのであつた。

郷職という総称はまだなかつたが、その体系は既に太祖朝（九三〇年代）に成立していた。これを仮りに官階と呼んでおこう。この官階は新羅時代における所謂十七等位階に代つて創設された秩序体系であつて、当時の最も重要な秩序体系であった。その名称・序列・構造・意義も郷職とほぼ同じであり、それをもつ階層や田地支給についてもきわだつた相違はなかつた。官階と郷職との連続性については、景宗田柴科を分析しつつ少しく述べた通りである。しかも高麗人だけではなく、女真酋長へも官階が与えられていた。以上のことから、官階と郷職とは全体的にみて異質な秩序体系であるとはどうしても考

えられず、むしろ実質的には連続するものであり、本質的に同質の秩序体系であつたと考えなくてはならない。後代明確にその姿をあらわす郷職的世界は、高麗王朝成立当初から徐々に形成されつあつたのであり、太祖朝においてすつかり成立していたものとみてよい。官階とはいわば郷職の前身なのである。

ところが光宗期（九五〇年代）になると、国家機構・官人組織が整備され、中央官人は自己のもつ官階のほかに、中国風の散官をあわせもつようになつたらしく、官階は唯一の秩序序列ではなくなつた。ここに官人を非官人との分離に相応しつつ、中国風散官と高麗的官階との分離・対立があらわになつた。したがつてこの時期の官階は後の郷職の直接的前身とでもみなすべきである。

散官と官階との対立は、成宗朝に至つてまつたく明らかとなつた。成宗十四（九九五）年、同時に行われた諸方面における国家機構の整備とともに、従来の官階を廃止し、官人の序列体系として中国風散官のみを正式に採用した。この際の官階廃止とは、官階の全面的廃止を意味せず、官人の官階を廃止したにとどまる。従来中国風散官を併称しなかつた非官人は、いままで通り官階をもちえたし、官階によつて規律づけられていた郷職的世界も今まで通り存続しつづけた。ただ官階は正式には郷職といわれるようになつた。郷職が成宗十四年に成立したということは、以上のような意味であり、それ以上ものではない。

郷職は、従前の官階を直接的な前身としつつ、その性格をほぼそのまま継承して、成宗十四年に成立した。その後十三世紀頃まで存続したが、やがてその歴史的役割を果し終え、消滅してしまつた。李朝初期では、当時の史官すらその実態を把握できぬほどに、高麗時代の郷職ははるか彼方の過去の遺物と変りはててしまつていた。

おわりに

以上八節にわたつて郷職のあれこれについて述べてきた。だがこれで郷職の全体像が明確になつたわけではなく、また推測による部分も少くなく、その推測すら不能の個所もあつた。しかし郷職は從来漠然と考えてきられたようなものではないことが判明したし、高麗独自の秩序体系であることもほぼ確かめえたと考へる。

高麗王朝は国家機構を整備するにつれ、新羅時代とは異つて、全面的に中国風の支配技術・名称・組織を採用しようとし、表面的にはそれを完成したとみれなくもない。しかしそうした傾向とはうらはらに、高麗的・民族的特色を保持しようとする傾向も存在した。郷職は高麗的特色を維持しつつ存続した公的な秩序体系である。

高麗の政治的社会は公然たる中国風の支配組織とはまた別に、國風の独自的な秩序体系をもち、それを郷職として整備しつつ、維持し続けた。王室・國家に対する労働者に郷職を与え、また高齢者・軍人・胥吏・両班・長吏の上層（戸長）・女眞の酋長をこの独自的な秩序体系に吸収し、それ独自の世界を形成した。郷職的世界とでもいふべきものである。この世界は高麗固有の社会のみならず、高麗王朝の権力支配が直接に及ぼぬ女眞社会をも包摂するものであり、外国の支配秩序と競合しながら維持され、拡大された。

この郷職的世界は、形式的には成宗十四年に成立したといえるが、実質的には高麗王朝成立当初から形成されていた。むしろ郷職的世界こそが、その当時における高麗王朝の唯一の公的秩序が成立する舞台であつたといふべきである。成宗十四年には郷職は表面的な地位を中國風散官にとつて代られたが、以後も高麗社会のいわば裏面において、別個の世界を形成しつつ、独自の存在を維持した。その名称・序列・田地支給・構造・意義は、そつくり郷職に継承された。

このような郷職的世界は、実質的には、十世紀から十三世紀ごろまで、およそ三百年以上にわたって維持された。しかし既に十二世紀ごろから郷職に多少の変化が起つたらしく、十三世紀以後になると急速に崩壊したと思われる。これには郷職的世界の不可分の部分をなしてきた女真族内部における変化、分立という事情があるが、さらに高麗の政治的内部の変動と密接に関連していたと考えられる。郷職的世界の消滅は、永らく存続しつづけた国風の秩序体系の消滅もある。ここにおいて、高麗の政治的社會は、中國的体系と高麗的体系との、いわば二重の秩序体系をひとまず解体したとみなしうるのである。

註

(1) 高麗時代の權威・秩序組織に関する研究として、旗田巍「高麗の武散階——郷吏・耽羅の王族・女眞の酋長・老兵・工匠・樂人の位階」朝鮮學報一一・一二合併号(一九六一年)を挙げることができるが、本稿の郷職とともにこの武散階は深い関係があると考えられる。

(2) 郷職と郷吏職とはともに総称である点で共通しているが、それを構成する個々の名称は後述するようにまったく異なるので、個々の名称を問題にした限りでは從来においても両者は識別されていたとひとまずいえる。しかしその識別は意識的な認識とはいがたく、総称としての郷職・郷吏職は混同して観念され、用語としても区別されずに使用されてきた。意識的識別もせいぜい郷吏の階と職との区別として想像されてきただけで

(東京大学文学部 助手)

あつた。江原正昭「高麗の州県軍に関する一考察」朝鮮學報第二八輯(一九六三年)は郷職に対する最も深い認識をもつ最も新らしい論文であるが、その中で「(1)郷職「本稿の郷吏職」とは戸長・副戸長等の郷吏の職名をさすこと。(2)郷職階「郷職」とは元甫・大相等の称号をさすこと。(3)郷職「郷吏職」と郷職階「郷職」は対応するか」「郷職階「郷職」が郷職「郷吏職」に対応するという仮説は有用である」「郷職「郷吏職」が郷職階「郷職」に対応し、郷職階「郷職」のあらわす郷職「郷吏職」の側面は租税・貢納であったという仮説をたててこれから論を進めることにしたい」等々述べている。郷職をめぐる研究の現段階における用語・傾向の代表的な例としてよいと思つ。

(3) 三重大匡・重大匡については改めて考察する機会をもちたい。郷職成立(成宗十四年・九九五年)以前における三重大

匡・重大匡は、太祖十九年以前に存在した明徵なく、また生前に与えられた封贈号としてのみ用いられた、というような点で、大匡以下とは頗る異つたものであつたと考えられる。拙稿に「高麗初期の官階——高麗王朝成立過程の一考察」(朝鮮学報)に投稿の予定) 参照。

(4) このことは郷職の直接的前身である官階を例にとって多数確かめることができ、それはそのまま郷職にもちこまれたと考えられるからである。前掲拙稿「高麗初期の官階」参照。

(5) 郷職の一級については『高麗史』には卷九四徐庶傳付徐訥伝に

(靖宗)七年賜几杖加重大匡(中略)明年制加三重大匡内史

令などとあるように、重大匡から三重大匡への昇格などの場合にあてはめて考えられるかもしれない。しかし断言できない。なお郷職の昇級は必ずしも一級に限られていたわけではない。例えば第三節所掲の『高麗史』卷六靖宗十年十一月乙亥の記事に明らかのように、「超郷職一級」ともあるからである。超一級とは加二級と同義と解される。

(6) この史料には唯「増職一級」とあるのみで郷職と明記されていない。だが前掲顯宗八年七月庚子の記事と比べて、年次が著しく接近しているうえに、その場所・昇級の対象となる者・昇級の理由などの点ではなはだ類似しているので郷職とみなしめた。もしこれが不当としても本稿の論旨を変える要がない。後

出の史料によつて保証され、また唯「増職」「加職」と史料にあることだけに依つて必らずしも郷職といえないからである。念のために以上二点を付記しておく。

(7) 先に封贈の例として挙げた「權適墓誌」にみえる權佐運は、あるいは郷吏かつ郷職をもつ者であつたかも知れない。彼が郷吏であつたという直接の証拠はないが、同墓誌に「曾王父戸長陪戎校尉諱均漢」とあり、權適の世系は世襲的郷吏職に就く家柄であつたと考えうるからである。もしそうとすれば、また正朝を封贈される以前から郷職をもつていたとすれば、これを同時代史料とみなしうることになる。

(8) 第三表に掲げた郷職のうち正朝の場合は、すべて「正朝戸長某々」という表現である。この某々は必ずしも郷職正朝である戸長である、とのみ解するわけにはゆかない。これら諸例の中には、必ずしも「安逸戸長」「摂戸長」と並出する「正朝戸長」、即ち戸長の一種としての名称が含まれていたとみるべきである。この点『經國大典』卷一吏典・郷吏の条を参照。ただ表現の仕方からいえば、例えば「東萊鄭氏始祖之遠甫戸長(下略)」という場合もあり「正朝戸長」も郷職正朝をもつ郷戸長を意味しないとはいえない。敢えて第三表に正朝戸長を収録した理由である。なおこうした問題は正朝以外の場合には起りえない。

(9) 『高麗史』卷七五選舉銓注・郷職の成宗二年条に「改州府郡員吏職」云々とあり、『高麗史節要』卷二同年十一月条には

「改州府郡県吏職術」とある。

(10) 級職の整備年次については従来二説ある。一つは金成俊

「其人の性格에 대한考察」歴史学報第十輯(一九五八年)

の太祖時説と、他是末松保和「高麗初期の両班について」東洋
学報三六巻二号(一九五二年)の成宗十四年前後説とに代表さ
れるであろう。末松博士が一應成宗十四年としながら断案を示
されなかつたのは、同年前後にも郷職らしい名称が検出できる
からであるが、成宗十四年と断定してもよいと思う。この点に
ついて後にも触れるが、なお拙稿「高麗初期の官階」参照。

(11) 前掲拙稿「高麗初期の官階」参照。

(12) 史料の同時代性に留意しつつ、従来郷吏といわれてきた州
府県吏を意味する用語を整理すると、高麗朝(十三世紀中葉)
までは長吏、以後は郷吏・人吏などと記録されていることを特
に指摘しておきたい。これについては改めて述べる機会をもつ
が、高麗中期以前に限れば、正しくは長吏と称すべきである。
本稿でもこれより以後長吏を用いる。

(13) ここでは顯宗十三(一〇二二)年四月の崔士威の奏を素材
として、李朝初期の史官が行つた造作の跡を示しておく。もと
もと同一内容であるべき筈の崔士威の奏文は、(1)『高麗史』卷
七十五選挙三銓注・郷職、(2)同卷九四崔士威伝、(3)『高麗史節
要』卷三に各々収められているが、それは次のように相互に異
る。

(1) 郷吏・称号混雜、自今、諸州府郡県吏、仍称戸長、郷・部

曲・津・駅吏、只称長。

(2) 諸州県長吏、称号混雜、自今、郡県以上吏称戸長、郷・部

曲・津・口・亭・駅吏、只称長。

(3) 諸州県長吏、称号混雜、自今、郡県以上称戸長、郷・部

曲・津・口・亭・駅吏、只称長。

(3) (2)・(1)の順に史料的価値が減じてゆくのは明らかだが、と
くに(1)で「郷吏」とある部分が、(2)・(3)では「長吏」となつて
いることに注意されたい。「郷吏」は原文の長吏を勝手に造作
した結果出来上つたものと思う。

(14) 前掲旗田巍「高麗の武散階」参照。

(15) 前掲旗田巍「高麗の武散階」参照。

(16) 「隊正以上」を所謂武班とみてよからう。だが高麗の軍隊
組織に明らかでないところがまだ多く、ただ「隊正以上」とあ
つたのでは中央軍(府兵)を率いる武官か、州県軍・一品軍の
武官が明らかでない。しかしここでは、史料の「隊正以上」
「別將正七品以上」が、同史料にみえる「督役州鎮官吏」の
「七品以上」「八品以下」と各々よく対応する区分なので、武
班とみるとことはほぼ誤りないと思う。

(17) 韓治勵「麗初의 其人選上規制」歴史学報第十四輯(一九
六一年)では、当該条を「受冊時、諸執事及升墳階位官常參以
上、並增級、郷・職以下、加同正職」と読解している(十六頁)。
これを採れば、本稿の読み方と違うだけでなく、その意味もま
るで異つてしまふ。韓教授の読解は読解すること自体において

不当ではなく、ありうる読み方である。だが文意の把握のうえから、次のような点で納得がゆかない。(1)常参以下に対する行賞は詔文に規定されていなかつたとは思えない。韓教授によると、常参以下への行賞は何もなかつたことになる。しかし常参以上はもとより嘗固などの雜類・軍卒にまで行賞が及んでいることから考えて、これは納得のゆかないことである。(2)常参以上と鄉職以下との二階級が何らかの連続する職制序列にあつたとは思えない。韓教授によると、この二階級は序列上の連続関係があつたとするのかどうか不明だが、この関係がなかつたとすれば(1)点がなお問題であるとともに「鄉職以下」という無意味な規定を解釈できず、あつたとすればそれを具体的に指摘することができないと思う。(3)「鄉職以下」を仮りに認めるとしても、鄉職に同正職を与えたことは証明できない。もつとも韓教授は鄉職即ち郷吏職と解しており、郷吏職(長吏職)ならば同正職を与えた例は確認されるが、前述の如く鄉職は郷吏職ではないから問題となりえない。以上の疑問が成り立つならば、もつと別の工夫の要があり、本稿の読解もその一案である。これを採ると以上の疑問は生じない。だが「増級郷職」の読み方はややすわりがよくない。しかしこれに引用する史料に「加階郷職」とあるので、ありえぬ読み方でもなかろう。

(18) 「増補文献備考」卷四七～五三帝系考・附氏族の部分には、第三表に掲げた長吏であつて郷職をもつ者のほかに、なお次のような長吏でなくて郷職をもつ者が検出できる(明らかに

成宗朝以前の人物と判るのは除いた)。
これらはすべて身分・肩書を欠くのであるが、ただ元尹の咸

大 匡	安東・金日競	平山・朴知胤	金海・許琰
大丞	水原・房貞儒	江陵・王善	永春・秦斯立
佐丞	權城・朴(某)	押海・丁德盛	
大相	南原・尹仁景	淳昌・林義	光州・金立
元甫	光州・鄭光儒	慶州・崔之貞	
元尹	咸安・趙鼎		
正朝			
正位			
甫尹	驪興・李占冲	尚州・金需	
軍尹	慶州・李冲規	糸州・黃夏甫(封贈)	
中尹			

安・趙鼎については

咸安趙氏始祖鼎大將軍元尹

とあつて、郷職元尹である大將軍（武班四品）であるとしており、注意を引く。

(19) 第四表に「大常」を加えておいた。郷職に大常という名前はない。だがこれを郷職とすべきだと思う。ここでは主に『高麗史』卷九文宗二七（一〇七三）年二月乙未にみえる大常について次の点を挙げておきたい。(一)恩報州都領元甫阿忽に帰徳将军なる号を授けるとまつたく同じ手続きで、帰順州都領大常古刀化に懷化大將軍を授けているが、阿忽の元甫が郷職であると同じく、古刀化の大常も郷職とみてよい。(二)高麗王朝が女眞酋長に与えた称号には郷職と將軍号（帰徳將軍・懷化將軍といつた称号）とがあるが、大常を將軍号と考える余地はなく、従つて残る郷職であると考えなければならない。(三)郷職は必ずしも常に同一漢字で記録されることは限らず、借音字・同音字を用いることが少くない。太丞を太承、元甫を元輔、正甫を正輔、佐尹を左尹、正位を正衛とする例がある。以上によつて大常とは郷職のうちの一つであると思う。大常と類似首を有するのは大丞・太相であるが、大常のもう一つの用例、即ち『高麗史』卷八一兵志一文宗五年にみえる大常に対する解説（第六節参照）と併せ考えつつ、大丞に当てるべきだと考へる。

(20) 高麗時代に郷職が女眞の酋長に与えられていたことは前掲江原正昭「高麗の州県軍に関する一考察」にも述べられているが、註(2)に指摘したように郷職の解釈に従い難い点のあるものが惜しまれる。

(21) 文宗田柴科の「別賜」とは「地理業僧人別賜」のこととみるべきである。前掲旗田魏「高麗の武散階」参照。

(22) 景宗田柴科については、前掲拙稿「高麗初期の官階」参照。

(23) 田丁の意味について以前から種々の解釈が行なわれてきたことは衆知の通りであるが、旗田魏「高麗時代における土地の嫡長子相続と奴婢の子女均分相続」東洋文化第二二号（一九五七年）において、(一)田丁とは一定区劃あるいは一定面積（十七结合起来は十五結）の土地である、(二)田丁は特定の職役を課せられた者（丁戸）に支給される、(三)田丁連立（田丁通立）とは田丁が嫡子（さらに同母弟→庶孫→女孫の順）に相続されることである、という解釈がなされて以来、これがほぼ定説となつた感がある。細部にわたる検討はなお行われる必要があるが、ほぼ妥当な解釈であると考へておきたい。

(24) 一定以上の位（五品）の官職をもつ者の直子を中心とする血縁者は蔭敘・蔭職・蔭官制度によつて官職を得ることができだし、長吏職もたてまえは個人に与えられるものであつたが家柄によつて世襲された。このような世襲的・固定的性格を直ちに郷職に移入するには危険である。しかし郷職に田丁通立法が確認されるうえ、後述のように郷職にも「蔭」があつたと思われる所以、郷職自身の世襲化という事態も單なる想像の域に止るものでないとと思う。後の研究を待ちたい。

第三回

(25) 「高麗史」卷七六百官一内府寺条に、「掌財貨廩藏、文宗（三十一年）定大府寺、判事秩止三品、卿一人從三品、少卿二人從四品、知事兼官丞二人從六品、注簿四人從七品（下略）」とみえる。

(26) 前掲旗田巍「高麗時代における土地の嫡長子相続と奴婢の子女均分相続」、李佑成「閑人・白丁의新解釈」歴史学報第十九輯（一九六二年）、および「高麗史」卷七五選挙三銓注・蔭絃の条を参照。

(27) 三重大匡・重大匡はまたもう一つの階層をなすと考えられる。本稿ではこれを除いて考察しているので、ここに付言するにとどめておく。

(28) 在地における郷職をもつ者の存在状態を示すことは困難であるが、比較的詳しく推察できる一例として、顯宗朝（一〇一〇～一〇三一年）における慶尚道若木郡を挙げよう。拙稿「淨兜寺五層石塔造成形止記の研究（1）——高麗顯宗朝における若木郡の構造」朝鮮學報第二五輯（一九六二年）参照。形止記にみる人名は多数に達し、長吏・一品軍・武散階をもつ者は多いが、郷職をもつ者は見当らない。ただし前記拙稿の史料番号「[12]」にみえる「正位副隊正舊岳」は郷職である可能性がないでもない。前間恭作「若木石塔記の解説」東洋學報十五卷三号（一九二六年）によると、これを「正位は郷位階（本稿の郷職）名七品下、隊正は郷軍の隊職の名、副は副營軍の班に属せるものか」と解している。

(29) 金竜德「郷・所・部曲攷」『唐齊白染濬博士還甲記念国學論叢』（一九五五年）所収、『眞善堂「우리 나라 부속제의 존재시기에 관하여」』『歴史学報』（一九六一年第三号）参照。

(30) 前掲拙稿「高麗初期の官階」参照。

(31) 従来、女真に対する称号授与による統制策として、武散階・郷職という二系列の手段が挙げられているようである。しかし女真酋長に与えられたという武散階は高麗固有の武散階とは異なるもので、対女真専用の、いわば將軍階ともいいうべきものである。前掲江原正昭「高麗の州県軍に関する一考察」参照。したがつて、高麗・女真に共通の称号は、ただ郷職あるのみである。

(32) 「高麗史」の百官志・文散階の条によると、郷職的名称が文散階として採用されたのは、

忠宣王即位（一〇八一年）三重大匡（正一品）、重大匡（従一品）

忠宣王二（一〇三年）三重大匡（正一品）、重大匡（従一品）

大匡（正二品上）、正匡（正二品下）

恭愍王十一（一〇三一年）壁上三韓三重大匡（正一品上）、三重

大匡（正一品下）、重大匡（従一品）

恭愍王十八（一〇六三年）特進輔國三重大匡（正一品上）、特進

三重大匡（正一品下）、三重大匡（従一品上）、重大匡（従一品下）

（従一品下）

等がある。『經國大典』卷一吏典・京官職に、大匡輔國崇祿大

夫（正一品・議政）があり、李朝文散階にもその影響がみられる。

(33) 鄉職成立以前のことについては、前掲拙稿「高麗初期の官階」にもとづいて記述した。

〔追記〕本稿を拙いながらまとめて得たのは多くの人々の援助の結果であるが、とくに末松保・西嶋定生両和先生には一読していただき、かつ有益な教示をいただいた。記して感謝いたします。

(一九六三・十二・二七改稿)